## 1) 令和元年度 教育学部 FD 委員会 開催報告

回数	日程 (曜日)	参加者数	議題
第1回	平成 31 年 4 月 25 日 (木)	渡邊・相戸・ 村端・釋迦 堂・日髙・オブ 倉・オブ (福 田) =7人	1. 委員長:渡邊耕ニ教授に交代 2. 令和元年度のFD活動 ・FD委員会・FD研修会の開催 ・新任教員研修について ・学生による授業評価・教員による授業点検 シート(前期・後期) ・教員相互の授業参観(前期:新任教員) ・教育学部ベストティーチャ賞の推薦 ・学生へのFD活動のフィードバック ・履修カルテを用いた学生の指導/助言の強 化(前期/後期) ・学生の成績優秀者表彰(学長賞)
第2回	令和元年 5 月 9 日 (木)	渡邊・相戸・連歩・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 学長賞の推薦 ・4年生:原田結月 3.81 ・3年生:長友一心 3.83 ・2年生:堀友歌 4.0、吉田椿 3.80、西村まりあ 3.82 (2) 高等教育の無償化に関する事項 ・学生の成績評価のガイドラインの制定 ・GPA 制度に関する申し合わせ ・成績評価にかかわる答案・レポート等の保存 ・宮崎国際大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程 ・その他 (3) 支援を必要とする学生への合理的配慮について

第3回	令和元年 6 月 27 日(木)	渡邊・相戸・ 村端・釋迦 堂・日高・オブ 倉・オブ (福田) =7人	(1)学生の入学後の学修状況(GPA)と高校における成績概要(評定平均値)の相関について(解析結果) 【目的】 ・入学生の学修状況の把握の基本資料として・高校における成績と入学後の成績との相関関係 ・今後の入試では、高校における成績を点数化する必要・その他
第 4 回	令和 2 年 3 月 27 日(金)	渡端・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	動方針・計画について ・FD 委員会、FD 研修会(教授会開催日合計6回以上実施予定) ・新任教員研修について(実施済み) ・学生による授業評価・教員による授業点検シート(前期・後期) ・教員相互の授業参観(前期:新任教員、後期:全員) ・教育学部ベストティーチャ賞の推薦

	と教育成果の検証(英語補習、基礎学力アッ
	プ補習)
	2) アクティブラーニングの実態調査アンケ
	ート (案) について
	3) 自己点検シートの見直し (案) について
	4) 令和2年度の教育学部 FD 活動について

## 宮崎国際大学教育学部 FD 委員会規程

(趣旨)

第1条 教育学部のファカルティ・デベロップメント(以下「FD」という。)並びにカリキュラムについて審議するため、FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) FD 関連の活動の企画、支援、推進に関すること
  - (2) 授業評価・授業点検シートに関すること
- (3) 卒業生及び就職先による教育評価に基づく改善に関すること
- (4) カリキュラムの企画・運営・評価に関すること
- (5) 各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関すること
- (6) 各授業科目間の調整に関すること
- (7) その他教員としての資質能力の育成に必要な教育に関すること

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員(教育学部教員7名)をもって組織する。
- 2 委員長及び副委員長は、教育学部教授会において教授の中から選出する。
- 3 委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

- 第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 2 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の答申に基づき教育学部 教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

附即

この規程は、平成26年4日1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4日1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4日1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4日1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4日1日から施行する。

この規程は、平成31年4日1日から施行する。